

旧庁舎社会福祉協議会会議室等の利用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が旧庁舎社会福祉協議会会議室等の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 会議室等は、本会の業務利用を原則とし、本会が利用していない場合に限り、福祉団体等の支援のため、その一部を貸出することができるものとする。

(利用できる団体)

第3条 本会以外で利用できる団体は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 本会会員であること。
- (2) 別表に掲げる活動に該当すること。
- (3) 構成員が5名以上の自主的に組織された団体であり、構成員の半数以上が所沢市内在住者であること。
- (4) 所沢市内で活動が行われていること。
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。
- (6) 活動目的、運営方法について定款、会則、又は規約等で定めていること。
- (7) 特定の公職者（候補者）や政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (8) 暴力団等反社会的活動と関係していないこと。
- (9) 過去に不適切な利用をしていないこと。
- (10) その他、公共施設の利用として不適当なものでないこと。

(利用できる時間)

第4条 利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 利用できる時間内に次の時間区分を設けるものとする。

区分	時間
第1区分	午前9時から午前11時まで
第2区分	午前11時から午後1時まで
第3区分	午後1時から午後3時まで
第4区分	午後3時から午後5時まで

(利用できる会議室等)

第5条 利用できる会議室等は、次のとおりとする。

名称	備考	名称	備考
101 会議室		104 会議室	
102 会議室		和室	
103 会議室			

(利用できる日)

第6条 利用できる日は、土曜・日曜・国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日・12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。

(利用の申込み)

第7条 利用しようとする団体は、本会総務担当課において利用の申込みを行うものとし、その際、団体名、責任者、連絡先、利用目的、利用日時、利用会議室等を明記する。

2 毎年1月に次年度利用分(4月から翌年3月迄)の申込み受付期間を設けるものとし、他団体と重複した場合は、本会が抽選し決定する。3月以降は随時申込み行うことができるものとし、先着順に決定する。

(利用者の順守事項)

第8条 利用する団体は、会議室等の利用にあたっては、次の各号を順守するものとする。

- (1) 利用を開始するとき、終了したときは、必ず本会総務担当課に届け出るとともに、鍵の受渡しを行うこと。
- (2) 利用時間(準備、後片付け、退場を含む)を順守すること。
- (3) 許可を受けていない施設、設備、物品を使用しないこと。
- (4) 備付けの備品等を許可なく移動しないこと。
- (5) 掲示物等のある場合は、本会職員の指示を受けること。
- (6) 使用後は、速やかに施設及び物品等を現状に復し、持込み品を撤去すること。
- (7) ごみは持ち帰ること。
- (8) 施設等を破損し、または滅失したときは、直ちにその旨を本会職員に届け出て、指示を受けること。
- (9) 定められた場所以外で喫煙、火気の使用を行わないこと。
- (10) 大きな音を出す等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (11) 他団体に転貸しないこと。
- (12) その他、本会職員の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成23年4月1日以降の利用について適用するものとし、平成23年3月31日までの利用に係る事務については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7条）第2号第1条に規定する活動

保健・医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、環境の保全を図る活動、災害救援活動、地域安全活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、情報化社会の発展を図る活動、科学技術の振興を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動、消費者の保護を図る活動、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動